

隠岐の島町中学校部活動の 地域展開に係る方針

隠岐の島町教育委員会

令和8年2月

はじめに

学校部活動は、学校教育の重要な一環として位置づけられ、スポーツや文化活動を通じてその楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できる多様な学びの場です。生徒は異学年との交流を通じて自主性や自発性を育み、目標に向かって努力を重ねることで自己肯定感や責任感、連帯感を養い、協調性や社会性を高めるとともに、コミュニケーション能力の向上にもつながります。

しかし近年、隠岐の島町では深刻な少子化により生徒数が減少し、部活動の廃部や学校単独での大会参加が困難となるなど、活動の持続可能性において課題が顕在化しています。全国的にも、部活動は教職員の時間外勤務の大きな要因となっており、顧問経験のない教職員にとっては過重な心理的負担につながる状況が見られます。こうした問題は、教職員の働き方改革を進める上でも看過できない重要な背景となっています。

このような状況を踏まえ、本町では国及び県の方針に基づき、「部活動が担う新たな役割」と「地域展開による生涯スポーツ・文化芸術活動の推進」を基本方針として策定します。学校部活動を地域へ開き、地域クラブへと段階的に移行することで、子どもたちが学校外でも多様な人材と交流し、持続可能な活動環境を確保するとともに、地域全体で生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動を支える仕組みを構築していきます。

※本方針においては、従来「地域移行」と呼ばれてきた取組を「地域展開」と位置づける。これは、学校の部活動を単に地域へ移すのではなく、地域全体で連携し、生徒に豊かで幅広い活動機会を保障することを目的とするものである。地域展開により、学校が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出し、持続可能な活動環境を整備する。

※国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、
「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」、「島根県部活動の在り方に関する方針」及び「隠岐の島町立中学校に係る部活動の方針」の趣旨・内容をふまえて実施する。

【隠岐の島町中学校部活動の地域展開に向けた基本方針】

1. 部活動が担う新たな役割を検討

部活動を、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動への入口として位置づける。その際、従来の教育的意義や学校内での在り方も尊重しつつ、技術・技能の習得に加え、情操教育を含めた地域人材との交流や多様な人々との学びの場を創出する。また、地域展開の進捗に応じて段階的に役割の移行を図り、学校と地域が協働しながら持続可能な形で推進していく。

2. 地域展開による生涯スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) 地域展開に向けた検討体制の整備

本方針を遅滞なく推進するため、「部活動地域展開検討委員会」を設置し、地域学校協働体制を構築する。これにより、多角的な視点から地域展開を俯瞰し、随時検討を進める。検討に当たっては、単なる部活動から地域クラブへの移行にとどまらず、顕在化または潜在化している課題を総合的に勘案し、適切かつ柔軟な対応に努めるものとする。

(2) 生涯スポーツ・文化芸術活動に係る環境整備

①地域クラブ運営団体の設立

- ・地域クラブの円滑な運営と持続可能な団体の維持を目的として、運営団体を設立し、安定的かつ充実した活動の推進を図る。特に、地域クラブ実施団体における運営上の課題を整理し、その解決に取り組むとともに、本町及び部活動地域展開検討委員会と連携しながら、効果的な取り組みを推進する。
- ・地域クラブ運営団体は、指導者の人材確保に努めるとともに、指導者研修等を実施し、指導力の向上に努める。
- ・地域クラブ運営団体は、地域住民や事業所との協働を通じて地域資源を活用し、持続可能な活動環境の整備に努める。また、生徒・保護者・地域住民に対して活動内容を周知し、参加促進と理解の醸成を図る。

②地域クラブ実施団体の整備

- ・健康づくり、余暇の充実、人との交流など、生涯スポーツの観点を踏まえ、すべての生徒が参加できる総合型スポーツクラブ等の設立を検討する。

- ・競技スポーツや専門的な文化芸術活動に関する地域クラブの要望がある場合には、本町及び地域クラブ運営団体、関係者各位と連携を図り、指導者の確保を含め、設立に向けた取り組みに努める。
- ・活動場所の確保や移動については、本町が主体となり、学校や社会教育施設の低廉な利用料の設定、必要に応じた規則改正などにより設備整備に努める。また、個人での移動が困難な生徒への対応や、効率的な移動手段の確保にも努める。

③地域クラブ活動に係る費用負担

- ・地域クラブは自主的な運営を基本とするが、経済的に困窮する家庭への支援や、立ち上げ・維持・運営に係る諸経費の負担については、国・県の動向を確認しながら検討する。

④地域クラブ活動に係る保険

- ・地域クラブ運営団体及び実施団体は、指導者や生徒に対し、自身の傷害及び賠償責任に係る保険への加入を原則とする。

⑤今後の取組に関する周知

- ・方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校関係者（保護者を含む）や関係団体・指導者に説明を行い、広報誌等を通じて周知に努める。

⑥学校と地域クラブの連携

- ・中学校は、高等学校入学者選抜における個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に、学校部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外活動についても記載できるよう、地域クラブと連携して状況の把握に努める。
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施団体は、学校や生徒・保護者からの要請に応じて活動記録等を提供するとともに、活動中にトラブルや事故が発生した場合には、必要に応じて学校へ情報を共有する。特に、生徒間のトラブルなど学校生活に支障を及ぼす可能性のある事案については、学校と密接に連携し、迅速かつ適切な情報共有を行う。
- ・部活動の地域展開後も、教職員の要望に応じて、学校は兼職・兼業の取扱いを検討し、教職員が学校外で指導を行えるよう配慮する。

3. 地域展開に向けた取組計画

(1) 地域展開の到達目標

本町の中学校部活動については、各部活動の状況、課題等を整理しながら令和13年度末までに地域展開していくことを目標とする。また、年度ごとの取組については、以下に掲げる準備期間・移行期間のとおり進めていく。

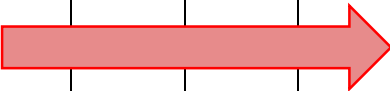


(2) 地域展開準備期間（令和7年度から令和10年度）

本町では令和7年度からの4年間を準備期間と位置づけ、持続可能な体制構築に向けて、地域の受け皿づくりや地域理解の醸成を進めるとともに、円滑な移行に向けた体制整備に注力する。さらに、国の方針に基づき、本期間においても休日の部活動の地域展開に着実に取り組み、移行可能な部活動から早急かつ随時、地域展開を進めていく。

(3) 地域展開移行期間（令和11年度から令和13年度）

地域の受け皿づくりと並行して、まずは休日の部活動を段階的に地域展開する。また、すべての部活動を一律に移行するのではなく、部活動の特性や地域クラブの現状を踏まえ、早期の着手を前提に、慎重な運用を行う。なお、平日の部活動については、休日の段階的移行の進捗状況を踏まえ、地域展開を進めていく。

【地域展開スケジュール】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
(1) 地域展開準備期間 <地域の体制構築等>							
(2) 地域展開移行期間 <休日・平日移行>							

※準備期間においても、可能な範囲で段階的に地域展開を進める。また、本方針は地域展開の進捗に応じて適宜修正するとともに、国・県の方針に沿って随時見直しを行う。

【参考】

【学校部活動と地域クラブ等の比較】

	学校部活動（学校教育）	地域クラブ等（社会教育）
位置づけ	学校教育の一環	生涯学習の一環
運営主体	中学校	地域の実施団体 ①地域のスポーツ・文化芸術団体 ②各教室等
活動内容	運動部：中体連種目から学校が設置 文化部：学校が設置	活動実施団体等が決定
活動数	基本的に1つの活動	複数の活動が可能
活動場所	各中学校及び社会体育施設	各小中学校及び社会体育施設
参加範囲	所属校のみ ※大会出場に際し、規定人数に満たない場合は、複数校合同での参加となる場合あり	活動実施団体の規定による ※基本的に本町民が対象
指導者	教職員（顧問）、外部指導者	地域指導者等（兼職兼業の許可を受けた教職員含む）
経費	<ul style="list-style-type: none"> 授業教材と兼用する備品及び中体連に係る遠征費については、教育委員会予算から支出 PTA や各部活動の保護者会等の会費から支出 個人の道具類については受益者負担 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費、指導者報酬等、ほぼ全ての経費について受益者負担 ※一部、地域活動支援団体からの支援あり 遠征費については、渡航費など一部教育委員会からの補助あり
活動日数 活動時間	平日 4 日以内かつ 2 時間以内 休日 1 日以内かつ 3 時間以内	活動実施団体の規定による ※中体連参加の場合は、左記と同様
事故発生時の補償	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）	民間保険で対応 ※基本的にスポーツ安全保険（スポーツ安全協会）
大会	中学校体育連盟主催大会等 吹奏楽連盟主催大会等	各活動関連大会 ※中学校体育連盟主催大会（参加要件を満たす場合）